

新潟市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 1 2 月 2 7 日

新潟市長

中原ハ一

新潟市条例第 6 2 号

新潟市国民健康保険条例の一部を改正する条例

新潟市国民健康保険条例（昭和 3 4 年新潟市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 2 1 条の 3」を「第 2 1 条の 4」に改める。

第 1 0 条第 1 項中「同法附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 1 項又は第 1 5 項」を「同法附則第 3 5 条の 2 の 6 第 8 項又は第 1 1 項」に、「同法附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 5 項」を「同法附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 1 項」に、「第 1 6 項第 2 項」を「第 1 6 条第 2 項」に改める。

第 1 4 条第 2 項中「第 9 条の 3 又は第 1 2 条の 2 の基礎賦課額、第 1 2 条の 5 の 2 又は第 1 2 条の 5 の 5 の後期高齢者支援金等賦課額及び第 1 2 条の 6 の介護納付金賦課額の合算額（第 1 7 条の規定により減額した場合には、その減額した額とする。）」を「当該年度において課される保険料の額」に改め、同条第 4 項中「次条第 1 項」を「次条」に改める。

第 1 5 条を次のように改める。

（賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合）

第 1 5 条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は 1 世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは 1 世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた、若しくは国民健康保険法施行令第 2 9 条の 7 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた若しくは特例対象被保険者等でなくなつた場合における当該納付義務者に係る第 9 条の 3、第 1 2 条の 2、第 1 2 条の 5 の 2 若しくは第 1 2 条の 5 の 5 の額（被保険者数が増加又は減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険

者数が減少した場合を除く。)における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第12条の6の額又は第17条第1項各号(同条第4項又は第5項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第17条の3第1項(同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める第12条若しくは第12条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第17条の3第4項第1号(同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第17条の4第1項各号(同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第4項各号(同条第5項又は第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日若しくは特例対象被保険者等となつた若しくは特例対象被保険者等ではなくなつた日の属する月から、月割をもつて行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第9条の3、第12条の2、第12条の5の2若しくは第12条の5の5の額若しくは第12条の6の額又は第17条第1項各号に定める額、第17条の3第1項に定める第12条若しくは第12条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第17条の3第4項第1号に定める額、第17条の4第1項各号に定める額若しくは同条第4項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもつて行う。

第17条第1項第1号中「同法附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「同法附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「同法附則第35条の2の6第15項」を「同法附則第35条の2の6第11項」に改める。

第17条の3第1項及び第4項第1号中「保険料額」を「保険料率」に改める。

第17条の4を第17条の5とし、第17条の3の次に次の1条を加える。

(出産被保険者の保険料の減額)

第17条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条の3又は第12条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする（第4項に掲げる場合を除く。）。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第21条の4第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、この端数の切上げを行つた後の額とする。）

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、この端数の切上げを行つた後の額とする。）

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合におい

て、前項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条の3又は第12条の2」とあるのは「第12条の5の2又は第12条の5の5」と、「65万円」とあるのは「22万円」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条の3又は第12条の2」とあるのは「第12条の6」と、「65万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第17条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第9条の3又は第12条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、この端数の切上げを行つた後の額とする。）

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第17条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、この端数の切上げを行つた後の額とする。）

5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、前項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条の3

又は第12条の2」とあるのは「第12条の5の2又は第12条の5の5」と、「65万円」とあるのは「22万円」と読み替えるものとする。

- 6 第4項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条の3又は第12条の2」とあるのは「第12条の6」と、「65万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

第6章中第21条の3の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に関する届出）

第21条の4 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について第1項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第17条の4の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。